

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号。以下「道税条例」という。）第8条第2項の規定により、軽油引取税の課税地を次のとおり指定し、平成21年4月1日から施行する。

なお、平成19年5月25日付け北海道公告（軽油引取税の課税地の指定）は、平成21年3月31日限りで廃止する。

道内に2以上の事務所又は事業所を有する軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者（道税条例第61条第3項、第4項若しくは第6項又は第61条の2第1項第1号、第2号、第5号若しくは第6号の規定により軽油引取税が課される者に限る。以下同じ。）が、当該特別徴収義務者又は納税者の道内に所在する事務所又は事業所に係る軽油引取税について、当該事務所又は事業所のうち主たるものにおいて道税条例第61条の9第1項又は第61条の20の規定により納入申告書又は納付申告書を提出し、及び納入金又は納付金を納入し、又は納付する場合 当該事務所又は事業所のうち主たるものの所在地